

# 伊豆の国市企業立地事業費補助金のご案内

工場新設などによる用地取得・雇用増に対して「最大4億円」助成します！

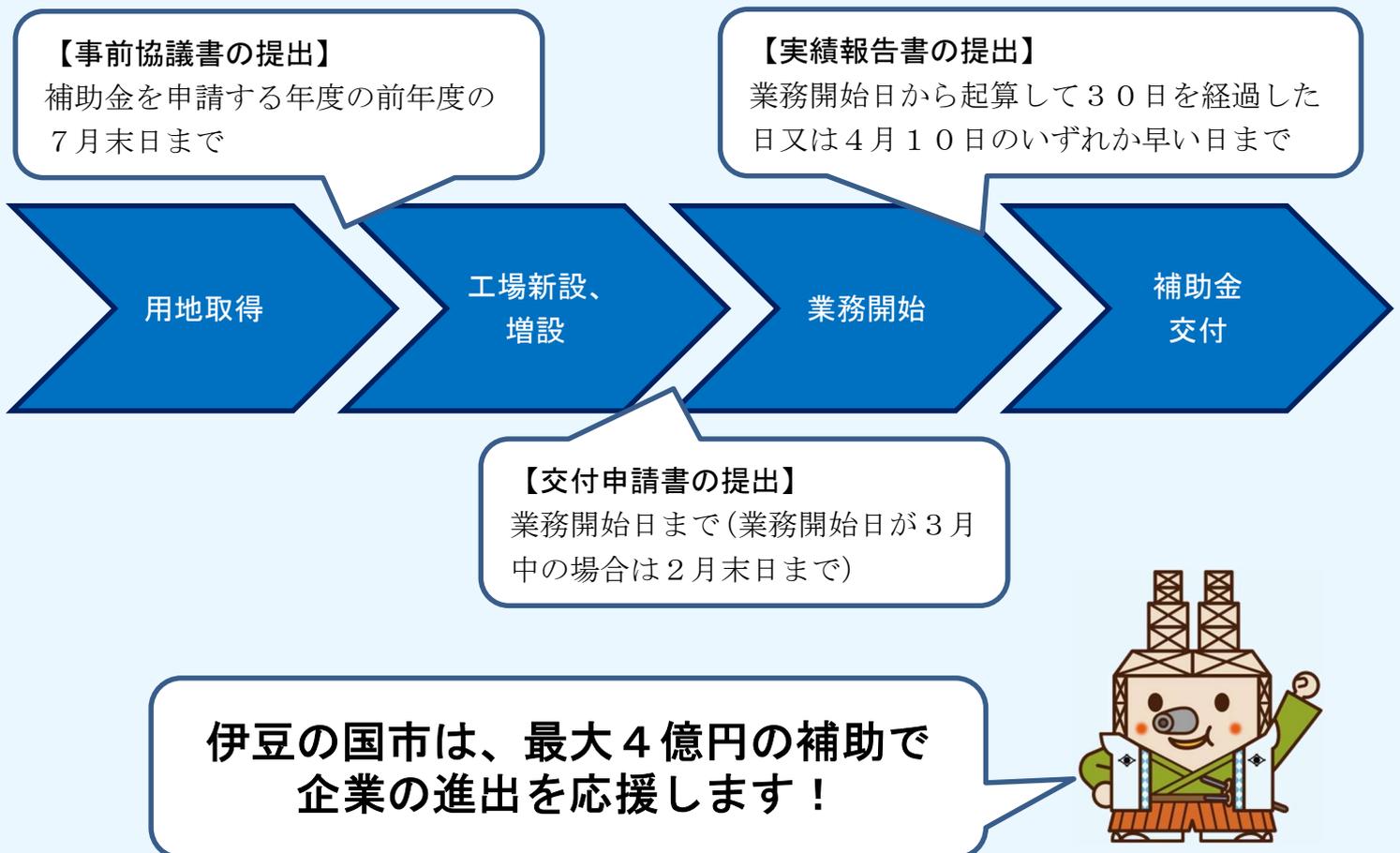
伊豆の国市内において、企業が工場等を新設、増設した場合、用地取得及び雇用の増加に対して、補助金を助成します。

## 補助金交付の概要

業種	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造業の工場（植物工場含む）</li><li>・ 研究所（ソフトウェア業に供する施設含む）</li><li>・ 物流施設（運送業、倉庫業等に供する施設含む）</li></ul>
交付要件	<p>【用地面積等】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造業の工場、物流施設 用地取得1,000㎡以上（賃貸借を含む）</li><li>・ 研究所 開発研究業務の専用床面積200㎡以上</li></ul> <p>【従業員数】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該事業所の従業員の数が10人以上であること。</li><li>・ 県内雇用増1人又は県内雇用数維持かつ生産性が10%以上向上すること。</li></ul> <p>※物流施設にあっては物流総合効率化法に定める設備の設置も必要。 ※パートタイマーは2人をもって1人に換算する。</p> <p>【業務開始期間】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 用地取得後3年（未造成の場合は5年）以内に業務を開始すること。</li></ul>
補助率	<p>○用地の取得に要する経費の補助</p> <p>【“ふじのくに”のフロンティア推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 成長分野の製造業、研究所の場合 用地取得費の40%以内</li><li>・ その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 用地取得費の30%以内</li></ul> <p>【上記以外の区域】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 成長分野の製造業、研究所の場合 用地取得費の30%以内</li><li>・ その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 用地取得費の20%以内</li></ul> <p>○従業員の新規雇用に要する経費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規雇用従業員のうち市内居住者（正規従業員） 1人当たり100万円以内</li><li>・ 新規雇用従業員のうち市内居住者（パートタイマー） 1人当たり50万円以内</li><li>・ 新規雇用従業員のうち県内居住者（正規従業員） 1人当たり50万円以内</li><li>・ 新規雇用従業員のうち県内居住者（パートタイマー） 1人当たり25万円以内</li></ul>

交付限度額	<p>【“ふじのくに”のフロンティア推進区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長分野の製造業、研究所の場合 4億円（財源：市2億円、県2億円）</li> <li>・その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 3億円（財源：市1.5億円、県1.5億円）</li> </ul> <p>【上記以外の区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成長分野の製造業、研究所の場合 3億円（財源：市1.5億円、県1.5億円）</li> <li>・その他（物流施設を含む）、ソフトウェア業 2億円（財源：市1億円、県1億円）</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の地域産業立地事業の対象とならない事業については、上記の補助率、雇用補助額、限度額を2分の1とする。</li> <li>・補助金の交付は、原則1企業につき1回限り。 （設備投資5億円以上（研究所等は1億円以上）で複数回適用可能）</li> </ul>

## 奨励金交付イメージ



○静岡県伊豆の国市産業部商工課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346-1 あやめ会館 1階

TEL:055-948-1415 FAX:055-948-2926

URL: <http://www.city.izunokuni.shizuoka.jp> E-mail: [syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:syoukou@city.izunokuni.shizuoka.jp)